

【基準適用面積一覧】建築物移動等円滑化基準面積早見表

条例で追加した用途・基準														令和4年10月1日施行																	
特別特定建築物	ア	イ	ウ		エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	備考												
	特別支援学校	公立小中学校	学校	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校（公立小中学校を除く）	各種学校・専修学校	病院	診療所	劇場、観覧場、映画館又は演芸場	集会場又は公会堂	展示場	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	ホテル又は旅館	事務所 ガス、電気、電気通信の用に供する	事務所 保健所、税務署その他不特定かつ多数のものが利用する官公庁	共同住宅、寄宿舎又は下宿	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者等が利用するものに限る。）	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（左記以外のもの）（保育所）	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの													
★ 基準に係る適用規模[単位㎡]														0	0	0	500	0	100	0	0	500	100	200㎡ かつ10室 (以下▲)	1000	0	3F以上、かつ500㎡未満又は1000㎡以上(以下▲)	0	0	0	※1
1	令11	廊下等	0	0	0	500	0	100	0	0	500	100	■	1000	0	▲	0	0	0												
2	令12	階 段	0	0	0	500	0	100	0	0	500	100	■	1000	0	▲	0	0	0												
3	令13	傾斜路	0	0	0	500	0	100	0	0	500	100	■	1000	0	▲	0	0	0												
4	条16	廊下、階段(両側手すり)、傾斜路 (弱視者への配慮)	0				0	100	0	0	500	100	■		0		0		0												
5	条17	トイレ (弱視者への配慮)	0	0	0	500	0	100	0	0	500	100	■	1000	0	▲	0	0	0												
6	令14・条17	車いす 使用者トイレ	0	0	0	500	0	100	0	0	500	100	■	1000	0	▲	0	0	0												
7	条17-1-5	大型ベッド	0				0		1000	1000		1000	1000※2		0					※2											
8	令14	オストメイト用設備 (簡易型を含む)	0	0	0	500	0	100	0	0	500	100	■	1000	0	▲	0	0	0												
9	条17-4	オストメイト用設備 (簡易型不可)	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	0	1000	1000	1000	1000												
10	条17-2-1	便所 (ベビーチェア)					0	100	0	0	500	100	■	1000	0	▲	0	0	0												
11	条17-2-2	便所 (ベビーベッド)					0		1000	500		2000	1000※2		0					※2											
12	条17-2-3	一般便所 (オストメイト、 ベビーベッド)					1000		1000	1000		2000	2000※2		0					※2											
13	条17-2-4	一般便所 (車椅子 簡易型便房)					1000		1000	1000		2000	2000※2 ※3		0					※2 ※3											
14	条17	便所 (火災警報装置)	1000				1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000※4		1000		1000	1000	1000	※4											
15	令15・条18	ホテル旅館の客室 (車いす使用者用 客室・聴覚障がい 者用客室)										25室 以上																			
16	条18-2-4	ホテル旅館の客室 (バトラップの設置)										25室 以上																			
17	令16	敷地内の通路	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0												
18	令17・ 条18の2	駐車場	0	0	0	500	0	100	0	0	500	100	■	1000	0	▲	0	0	0												
19	令15・ 条18の2	駐車場 (屋根)	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	2000	0	2000	2000	2000	2000												
20	条18の3	浴室又は シャワー室	0				0	100					200㎡ かつ 10室 ※5				0		0	※5											
21	令19	標 識 (昇降機、便所、 駐車場)	0	0	0	500	0	100	0	0	500	100	■	1000	0	▲	0	0	0												
22	令20	案内設備	0	0	0	500	0	100	0	0	500	100	■	1000	0	▲	0	0	0												
23	条21の2	案内設備 (電光掲示板)												0																	
24	令21 条21の3	視覚障害者移動等円 滑化経路 (案内設備までの経 路)	0				0	100	0	0	500	100	■		0		0		0												
25	条21の3	視覚障害者移動等円 滑化経路 (道の点字ブロックと 接続)	0				0	100	0	0	500	100	■		0		0		0												

※1 バリアフリー法の適用面積は 2000 ㎡以上（公衆便所は 50 ㎡以上）

※2 宿泊者以外の利用施設のある旅館又はホテルの場合

※3 車いすで利用可能な便房 130 cm × 200 cm 等

※4 共用部のみ

※5 共用浴場のみ

条例で追加した用途・基準			令和4年10月1日施行																	
特別特定建築物			ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	備考
			学校				病院	診療所	劇場、観覧場、映画館又は演芸場	集会場又は公会堂	展示場	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	ホテル又は旅館	事務所		共同住宅、寄宿舍又は下宿	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（左記以外のもの）	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
			特別支援学校	公立小中学校	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校（公立小中学校を除く）	各種学校・専修学校								ガス、電気、電気通信の用に供する事務所	保健所の、税務署その他不特定かつ多数のものが利用する官公庁					
基準に係る適用規模[単位㎡]			0	0	0	500	0	100	0	0	500	100	200㎡ かつ10重 (以下■)	1000	0	3F以上、かつ500㎡以上1000㎡未満又は1000㎡以上(以下▲)	0	0	0	※1
建築物移動等円滑化経路	令18-1	経路全般 (段差解消、エレベーター等を設置)	0	0	0	500	0	100	0	0	500	100	■	1000	0	▲	0	0	0	
	令18-2 条19-2-1	出入口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	条19-2-1	出入口 (音声誘導)	0				0		1000	1000		2000			0					
	条19-2-1	主要出入口 (自動扉又は引戸)	0	0	0	500	0	100	0	0	500	100	■	1000	0	▲	0	0	0	
	令18-2 条19-2-2	廊下等	0	0	0	500	0	100	0	0	500	100	■	1000	0	▲	0	0	0	
	条19-2-2	廊下等 (託児施設)								1000										
	条19-2-2	廊下等 (授乳施設)					100		1000	500		5000	5000※2		100					※2
	条19-2-2	廊下等 (休憩スペース)							5000	5000		5000	5000※2		5000					※2
	令18-2	傾斜路	0	0	0	500	0	100	0	0	500	100	■	1000	0	▲	0	0	0	
	条19-2-3	駐車場	0	0	0	500	0	100	0	0	500	100	■	1000	0	▲	0	0	0	
	令18-2 条19-2	バリアフリー対応エレベーター	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	※6
	条19-2-4	エレベーター (火災時管制運転装置)	0	0	0	500	0	100	0	0	500	100	■	1000	0	▲	0	0	0	
	令18-2	特殊な昇降機	0	0	0	500	0	100	0	0	500	100	■	1000	0	▲	0	0	0	
	令18-2	敷地内通路	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

※1 バリアフリー法の適用面積は 2000 ㎡以上（公衆便所は 50 ㎡以上）
 ※2 宿泊者以外の利用施設のある旅館又はホテルの場合
 ※6 左記面積規模以上の場合に施行令第 18 条第 2 項第 5 号、条例第 19 条第 1 項第 3 号の規定を適用

	準移動等円滑化経路(共同住宅のみ)						
	条20・別表10						
	経路一般 (段差解消、エレベーター等を設置)	出入口	廊下等	傾斜路	バリアフリー対応 エレベーター	特殊な昇降機	敷地内通路
共同住宅	▲※	▲	▲	▲	2,000	▲	▲

▲…3F以上、かつ500㎡以上1000㎡未満又は1000㎡以上
 ※…ただし、全住戸のうち1割以上を準移動等円滑化経路基準に適合させた場合は除く。

	準視覚障害者移動等円滑化経路(公益事業の事務所のみ)						
	条21・別表11						
	廊下等	階段	傾斜路	バリアフリー対応 エレベーター	特殊な昇降機	敷地内通路	道の点字ブロックと接続
事業所	ガス、電気、電気通信の用に供する事務所	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

条例で追加した用途・基準

令和4年10月1日施行

				ツ			テ		ト		ナ	ニ	ヌ	ネ			ノ	ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ	マ	ミ	備考
				特別特定建築物	体育館等			遊技場	博物館、美術館又は図書館	公衆浴場	飲食店	サービス業			郵便局・銀行	自動車教習所、職業訓練校	車両の停車場又は旅客の乗降又は航空機の発着場を構成する建築物	の用に供されるものに限る。	の用に供されるものに限る。	公衆便所	公共用歩廊	複合用途建築物			
					体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）	水泳場（一般公共の用に供されるものに限る。）	若しくはボートリング場					理美容院	クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、その他これらに類するサービス業を営む店舗、その他これ												

※1 バリアフリー法の適用面積は 2000 ㎡以上(公衆便所は 50 ㎡以上)

※3 車いすで利用可能な便房(130 cm×200 cm等)

条例で追加した用途・基準			令和4年10月1日施行																	
特別特定建築物			ツ	テ	ト	ナ	ニ	ヌ	ネ			ノ	ハ	ヒ	フ	ヘ	ホ	マ	ミ	備考
			体育館等 のる（一）体育館、水泳場（一）若しくはボーリング場の用に供されるものに限るも	特定運動施設（これらに類する運動施設、プール、水泳場、																

※1 バリアフリー法の適用面積は 2000 ㎡以上（公衆便所は 50 ㎡以上）
※6 左記面積規模以上の場合に施行令第 18 条第 2 項第 5 号、条例第 19 条第 1 項第 3 号の規定を適用
※7 体育館・水泳場のみ
※8 ただし、1 階でも 2 階以上でも同じサービスが受けられる場合に限り 500 ㎡未満であれば免除（条 19）